

広環保第82号

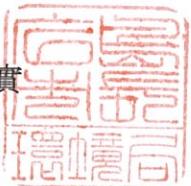
令和7年7月10日

広島市八幡東土地区画整理組合

理事長 畑田 晃 様

広島市長 松井 一實

(環境局環境保全課)



(仮称) 八幡東土地区画整理事業に係る環境影響評価実施計画書について（通知）

このことについて、広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号）第10条第1項の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見を述べます。

(仮称) 八幡東地区画整理事業に係る環境影響評価実施計画書について
(市長意見)

本事業は、広島市佐伯区の八幡東地区における交通アクセスの利便性を活かした都市型住宅の供給促進に寄与するとともに、広域的な交通結節点の周辺に立地することを活用した流通業務機能の拡充及び集積の促進を図るため、事業所及び住宅の複合用地を造成するものである。

本事業の実施に際して、環境の保全についての適切な配慮が行われるよう、事業特性や地域特性に応じた環境影響評価を適切に実施し、その結果を環境保全措置等に反映させるため、以下のとおり意見を述べる。

1 全体的事項

- (1) 準備書の作成に当たっては、使用する用語や表現は、住民等から誤解を生むようなものを避けるとともにわかりやすいものとし、専門用語には用語の解説を記載し、できる限り丁寧な記載に努めること。
- (2) 本事業を進めるに当たっては、住民等に対し十分な説明を行うとともに、住民等の疑問や意見を積極的に聴取し、誠意をもって対応すること。

2 個別的事項

(1) 大気質について

造成等の工事の実施に伴う粉じんの影響について、予測地点については、粉じん調査地点 (St.D-2) で予測した場合、残置森林の陰になり、過小評価されるおそれがあるため、日の木団地と対象事業実施区域の境界のうち、造成により風況の変化が大きいと予測される地点を検討すること。

(2) 騒音・振動について

ア 対象事業実施区域の周辺には、環境の保全等に配慮が必要な施設である病院等が所在していることから、こうした施設への影響を考慮し、必要に応じ調査地点を追加し、適切に予測及び評価を行うこと。

イ 建設機械の稼働に伴う騒音の影響について、予測地点については、騒音調査地点 (St.N-2) で予測した場合、残置森林の陰になり、過小評価されるおそれがあるため、日の木団地と対象事業実施区域の境界のうち、造成により騒音の

変化が大きいと予測される地点を検討すること。

(3) 水質について

造成等の工事の実施に伴う水質への影響の予測については、工事計画の詳細や盛土材として搬入する土砂の性状を明らかにした上で、平均降雨強度を近年の日常的な降雨量を踏まえて適切に設定して行うこととし、その設定根拠等を準備書に記載すること。

(4) 風害について

対象事業実施区域の造成により、日の木団地における風況が変化する可能性を考慮して、環境影響評価の項目に風害の追加を検討し、必要に応じ造成前後での日の木団地における風向・風速を観測すること。

(5) 動物について

陸生生物（哺乳類）の調査について、無人撮影法で哺乳類を撮影できる可能性を高めるため、撮影装置の設置期間を可能な限り長く設定するよう検討すること。

(6) 廃棄物等について

廃棄物等の発生量、有効利用量等の予測は定量的に実施し、廃棄物等の種類ごとに再使用・再生利用を含めた処理方法及び処分方法並びに発生量を準備書に記載すること。